

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月6日

広島市長 殿

提出者

住所 広島県広島市中区大手町3-13-18

氏名 執行役員支店長 佐藤 成樹

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-243-1121

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社松村組 広島九州支店
事業場の所在地	広島県広島市中区大手町3-13-18
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	広島支店 28億
③従業員数	15人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

条別紙1
(条別-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量
計画：今年度（令和5年度）計画量

産業廃棄物の種類	単位：トン／年																				
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋汚染入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画		
燃え殻																					
汚泥	739.2	665.28										739.2	665.28	241.2	217.08	739.2	665.28	0	0	0	0
廃油																					
炭酸																					
炭アルカリ																					
廃プラスチック類	29.52	25.67										29.52	25.67	0	0	0.21	0.19	0	0	0	0
紙くず	12.6	11.34										12.6	11.34	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず	11.04	9.94										11.04	9.94	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維くず	0.4	0.36										0.4	0.36	0	0	0.4	0.36	0	0	0	0
動植物性残さ																					
動物系固形不燃物																					
ゴムくず																					
金属くず	4.29	3.86										4.29	3.86	0	0	0.49	0.44	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	24.29	21.86										24.29	21.86	0	0	13.88	12.49	0	0	0	0
鉱さい																					
がれき類	62.21	55.99										62.21	55.99	0	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿																					
動物の死体																					
ばいじん																					
合計	882.55	794.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	882.55	794.3	241.2	217.08	754.18	678.76	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

制定:2010年 11月 26日

改訂:2012年 09月 20日

第3版

産業廃棄物管理手順

第 3 版

2012年 9月20日

株式会社 松村組

審査・承認 統括MS管理責任者	作成 統括MS事務局
	
2012 / 9 / 19	2012 / 9 / 19

目次

1. 目 的.....	4
2. 適用範囲.....	4
3. 用語の定義.....	4
4. 責任者.....	5
5. 発生量の予測と抑制計画.....	5
5.1 発生量の予測.....	5
5.2 産業廃棄物発生量の抑制.....	7
6. 建設リサイクル法への対応.....	7
7. 産業廃棄物処理委託契約.....	8
7.1 処理業者の選定.....	8
7.2 委託契約の締結.....	9
7.3 委託料金の支払い方法.....	10
8. 建設産業廃棄物の場内管理の要件.....	10
8.1 分別.....	10
8.2 保管.....	10
8.3 搬出.....	11
9. マニフェスト(産業廃棄物管理票)による排出・処分管理.....	11
9.1 電子マニフェスト.....	11
9.2 紙マニフェスト.....	12
10. 産業廃棄物排出量の社内報告.....	14
11. 引用文書.....	14
12. 記 録.....	14
産業廃棄物管理の流れ.....	15
帳票	
廃棄物委託先現地調査票(新規契約・定期調査).....	16
控除承諾書.....	17

1. 目的

この手順書は、工事事務所における建設系産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の適正な処理方法についての手順を定め、廃棄物処理が確実に管理されることを目的とする。

2. 適用範囲

この手順書は、当社の全ての工事現場で発生する建設系産業廃棄物の管理に適用する。尚、事務所内作業や飲食などによる生活ゴミ等は一般廃棄物として別途扱い、本手順の範囲には含まない。

また、店社から排出される廃棄物は入居先ビル管理会社等の定めた手順に従って処理する。

3. 用語の定義

(1) 廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。以降、“法”と略す。

(2) 建設系産業廃棄物

建設工事で排出される廃棄物の事をいい、主に汚泥、コンクリート塊、アスコン塊、木、紙、繊維、石膏ボード、金属、ガラス、陶磁器、プラスチックの“くず”に分けられる。分別されていない場合は「混合廃棄物」として扱われる。

(3) 排出事業者

「事業活動に伴い廃棄物を排出する」事業者のこと。建設工事では、元請会社が排出事業者となる。排出事業者責任:「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない」(法第3条)

(4) 多量排出事業者

一年度中に合計1,000t以上の産業廃棄物または50t以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者のこと。平成23年度分から、処理実績報告の内容はインターネットに公表される。

(5) 特別管理産業廃棄物

廃棄物処理法で規定された、特に毒性・危険性の強い産業廃棄物のこと。建設系産業廃棄物の範囲では、廃石綿、廃PCB、ダイオキシン類を含む燃えがらなどが既存建物の解体工事で排出されるが、これらは特に特別有害産業廃棄物に指定されている。

(6) 特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物を発生、排出する工事事務所ごとに置くことが義務づけられている職制で、破棄物処理法施行規則に規定される資格を有するか指定の講習を受講する必要がある。

(7) 廃棄物処理委託契約

排出事業者が廃棄物の運搬処分を自ら行わず、他者に委託する場合には、収集運搬業者

産業廃棄物管理手順

並びに処分業者(中間処理業者、最終処分業者)とそれぞれ書面により委託契約を締結しなければならない。当社では、建設九団体が様式を定めた「建設廃棄物処理委託契約書」を使用して委託契約を行う。

(8) マニフェスト(廃棄物管理票)

産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任で適正に処理することになっており、その処理を他人に委託する場合には、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付して、産業廃棄物と一緒に流通させることにより、産業廃棄物に関する正確な情報を伝えるとともに、委託した産業廃棄物が適正に処理されていることを把握することが法律で義務づけられている。従来から複写式紙伝票による「紙マニフェスト」方式が運用されていたが、現在では携帯端末やパソコン、インターネットを利用した「電子マニフェストシステム」が普及している。

(9) 電子マニフェストシステム

紙の伝票を廃棄物と一緒に流通させる代わりに、情報処理センターを介して排出事業者、収集運搬業者、処分業者がマニフェスト情報のやり取りを行うシステム。情報処理センターは財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター(JWNET)が公的に受け持ち、利用者は直接 JWNET にアクセスするか、入力画面が整備されたサービス業者を経由して接続する。当社では、接続サービス業者としてイーリバース(e-reverse.com)を利用しており、未加入の処理業者には加入紹介を励行している。

(10) 紙マニフェスト(建設系廃棄物マニフェスト)

建設業団体が推奨する唯一の建設用「産業廃棄物管理票」で、建設マニフェスト販売センターが販売取扱いをしている。この売上金の一部は不法投棄原状回復基金への資金拠出に充てられている。構成は排出事業者控(A票)、収集・運搬業者控(B1票)、排出事業者送付用(B2票)、処分業者控(C1票)、収集・運搬業者送付用(C2票)、排出事業者送付用(D票)(E票)の7枚綴りの複写式伝票となっている。

当社が排出事業者で、廃棄物処理管理を紙マニフェストで行う場合には、必ず建設九団体発行の建設系廃棄物マニフェストを使用する。

4. 責任者

廃棄物管理の実施責任者は各工事事務所長、部門管理責任者は施工管理部門長、総括責任者は店MS管理責任者とする。

また、産業廃棄物委託契約の排出事業者(当社)代表者は当該工事を管轄する店長とする。

5. 発生量の予測と抑制計画

5.1 発生量の予測

建設副産物の発生量は、建設工事の用途・構造・規模、及び現場の立地条件等により算出し、予測する。

(1) 建築新築工事で発生する建設副産物

建築物の新築工事による副産物発生量、処分量、処分費用、及び廃棄物分類内訳は、次の手順

産業廃棄物管理手順

に従って算出する。〔注〕データ・係数は、平成18年 3月(社)建築業協会「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」より引用し、〔BCS統計値〕と示す。

a) 標準廃棄物発生量の算出(重量):全用途・全規模の平均

$$\cdot \text{排出量原単位 (kg/m}^2\text{)} \times \text{施工延床面積(m}^2\text{)} \div 1,000 = \text{標準廃棄物発生量(ton)}$$

$$\text{排出量原単位} = 28 \text{ (kg/m}^2\text{)} \text{〔BCS統計値〕}$$

b) 建物の用途、構造、規模による補正

①用途による補正係数〔BCS統計値〕

事務所	1.04
集合住宅	0.96
教育施設	1.18
店舗	0.79
病院	1.04
工場	0.79
福祉施設	1.21
ホテル	0.96
倉庫	0.39
その他	1.21
全用途平均	1.00

②構造による補正係数〔BCS統計値〕

S造	0.89
RC造	1.04
SRC造	0.89
全構造平均	1.00

③規模による補正係数〔BCS統計値〕

10,000㎡以上	0.64
6,000～10,000㎡	0.89
3,000～6,000㎡	1.07
1,000～3,000㎡	1.14
1,000㎡未満	1.36
全規模平均	1.00

以上の3項目に該当する修正係数を順次「標準廃棄物発生量」に乗じて補正する。

$$(\text{標準廃棄物発生量}) \text{ton} \times (\text{用途係数} \times \text{構造係数} \times \text{規模係数}) = (\text{予測発生量}) \text{ton}$$

廃棄物品目の配分予測

廃棄物の種類(安定型)	コンから	ガラス・陶磁器	廃プラ類	金属くず	混合(安定型)
集合住宅	8.8%	4.3%	8.7%	7.0%	0.5%
事務所その他	6.6%	9.7%	6.3%	8.7%	0.7%
全平均	7.6%	7.1%	7.3%	8.0%	0.7%
廃棄物の種類(管理型)	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合(管理型)
集合住宅	7.8%	14.7%	0.3%	5.7%	42.2%
事務所その他	6.6%	9.0%	0.6%	3.6%	48.2%
全平均	4.2%	11.6%	0.5%	4.6%	48.4%

(2) 建築解体工事で発生する建設副産物

建築物の解体工事から発生する副産物量は、設計図又は解体建物の現状を調査のうえ算出する。

参考資料として、解体副産物発生原単位を以下に示す。

総量	コンクリートがら※	アスコンがら	木くず	金属くず	混合廃棄物
1,010±470 kg/m ²	900±450 kg/m ²	54±57 kg/m ²	9±8 kg/m ²	71±46 kg/m ²	18±16 kg/m ²

※コンクリートがらは構造種別で原単位の差異が大きく、以下ようになる。

RC造	SRC造	S造
1,060±4000 kg/m ²	1,000±430 kg/m ²	620±400 kg/m ²

(平成16年 3月(社)建築業協会「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」より引用)

(3) 建設汚泥について

場所打杭工法、泥水シールド工法等における掘削工事に伴って排出される含水率が高く粒子が微細な泥状のものが、無機性汚泥(建設汚泥)である。

泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、土の強度を示すコーン指数がおおむね200kN/m²以下又は一軸圧縮強度がおおむね50kN/m²以下である。土砂か汚泥かの判断の時期は、掘削作業により地表に出された時点であり、一旦、汚泥と識別されたものは、脱水・改良等の中間処理を行っても有償売却できない限り、産廃汚泥として扱う。

さらに、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだときには泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものは「汚泥」として取扱う必要がある。

建設汚泥の排出量は、設計図書、工法、地盤調査報告の内容を勘案して算出する。

(4) 建設発生土について

地山の掘削により生じる掘削物(砂、砂利、掘削土、地盤改良土)は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。可能であれば、場内埋戻し土に再利用するなど、場外処分費用、運搬に伴う環境負荷(CO₂、排気ガス、騒音・振動、粉じんなど)の低減に努める事が肝要となる。

排出土量を施工計画に基づいて把握し、場内再利用、他現場利用、処分場など適正処理を行う。

5. 2 産業廃棄物発生量の抑制

各工程ごと、発生元の材料ごとに減量化、分別、リサイクルの検討を行う。

- ・基準寸法の統一(ロスの削減)
- ・工場生産化(プレカット、PC化、プレハブ化等)
- ・システム型枠、打込み型枠、ラス型枠
- ・型枠材、仮設材の転用回数を増やす、工事後の再利用をする。
- ・材料供給会社に対して省梱包、無梱包化を指導、要請する。
- ・広域認定制度を利用する。(廃石膏ボード、グラスウール、岩綿吸音板(ロックウール)等)
- ・分別により、有価物として回収される量を増やす。
- ・泥水、安定液等を使用しない工法の採用(汚泥の抑制)
- ・掘削断面の合理化による排出土量の抑制(建設発生土、汚泥の抑制)
- ・場内再利用(埋戻し土)、他現場への転用(建設発生土)
- ・廃棄物保管場所を分別表示し、関係者の意識付けを図る。

6. 建設リサイクル法への対応

建設工事に伴って廃棄されるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の建設廃棄物について再資源化を行い、再び利用していくため、平成12年に建設リサイクル法が制定され、以下の対応が義務づけられている。

- (1) 対象工事(下表)では、解体、廃棄物発生時に分別を行い、特定建設資材(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)を再資源化する義務がある。

産業廃棄物管理手順

- (2) 対象工事の元請業者(当社)は、請負契約前に建設リサイクル法対象工事であり、計画等の届出が必要である事を書面で説明する。
- (3) 発注者は工事着手の7日前までに、都道府県知事に計画等を届け出る。
- (4) 元請業者(当社)は工事現場に建設リサイクル法届出済の表示を行い、下請業者に書面で告知する。
- (5) 分別解体、再資源化処理の委託を実施し、工事完了時に再資源化等の報告書を発注者に提出する。

分別解体・再資源化の対象工事

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積合計が80㎡以上
建築物の新築または増築工事	床面積合計が500㎡以上
建築物の修繕、模様替工事	請負代金が税込み1億円以上
建築物以外の工作物(土木工事等)	請負代金が税込み500万円以上

7. 産業廃棄物処理委託契約

工事に伴う産業廃棄物の処理は、収集運搬業者と処分業者それぞれに産業廃棄物処理委託契約を締結する。廃棄物処理費を下請負工事契約に含める場合には、下請負契約の明細では廃棄物処理費一式(総額)で表記し、委託契約書には品目ごとの契約単価と予定数量を明記する。

7.1 処理業者の選定

工事事務所長は、選定しようとする収集運搬・処分業者が新規の場合、以下の業者資料を店安全品質環境課へ提出する。

- ・産業廃棄物収集運搬業許可証(写し)／処理業許可証(写し)
 - ・業務内容の資料(会社案内など)
 - ・優良産廃処理業者認定の有無
 - ・電子マニフェスト(JWNET, e-reverse.com)加入の有無
- ※収集業者はJWNET登録と e-reverseの加入が電子マニフェスト実施の必須条件。
処分業者はJWNET登録のみで運用可能。

施工部門長は上記会社情報を基に、関係部門と協議の上、処理を委託する収集運搬業者と処理業者を決定する。特に、「優良産廃処理業者」、「電子マニフェスト加入済業者」を優先して委託する。

施工部門長は、初めて委託する業者について、あるいは前回の現地確認から12ヶ月以上経過した業者に委託する場合には、排出事業場となる工事所長に、経路・処理場の現地確認を行わせる。確認には「廃棄物委託先現地調査票(新規契約・定期調査)」(巻末添付)を用い、確認した記録は、業者資料と合わせて店安全品質環境課が保管する。

なお、優良産廃処理業者認定を受けている業者については、インターネットに公開されている会社情報、処理情報の確認で、現地確認に替えることができる。

注記:「処理状況の確認」について、自治体の条例、発注者の指定がある場合(定期の現地確認、排出開始前の現地確認など)は、それらを順守すること。

7.2 委託契約の締結

工事所長は委託契約の前に、業者の許可状況について以下を確認する。

①収集運搬業者

業者の許可証により、「事業範囲(取扱品目、地域)／許可の条件(保管、搬入方法)／許可の有効期限」について確認する。特別管理産業廃棄物の収集運搬を委託する場合には、特別管理産業廃棄物収集運搬業の都道府県知事許可を持っていることを確認する。

②処分(中間処理・最終処分)業者の選定

処理施設、処分場の許可証により、「処理施設の所在地、許可の内容(取り扱うことのできる産業廃棄物の種類)、施設の処理能力及び許可の有効期限」を確認する。特別管理産業廃棄物の処分を委託する場合には、特別管理産業廃棄物処理業の都道府県知事許可を持っていることを確認する。

工事所長、収集運搬業者、処分業者は「建設廃棄物処理委託契約書」を作成し、許可証の写しなど法定添付書類の他、業者情報資料を添えて、店管理部門へ提出(店長印捺印申請)する。店施工管理部門長は業者情報、許可証の内容と委託契約書の記載事項を確認し、店長を排出事業者(当社)代表者として委託契約を締結する。

A. 共通記載事項(運搬、処分ともに必要)

- ① 委託する(特別管理)産業廃棄物の種類および数量
- ② 委託契約の有効期間
- ③ 委託者が受託者に支払う料金
- ④ 受託者の事業の範囲
- ⑤ 委託者の有する、適正処理のために必要な事項に関する情報
 - (ア) 性状および荷姿
 - (イ) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - (ウ) 他の廃棄物の混合等により生ずる支障に関する事項
 - (エ) 日本工業規格C0950号に規定する含有マークの表示に関する事項
(電気器具の特定化学物質の含有の表示:鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)
 - (オ) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合、それに関する事項
 - (カ) その他、取り扱いに関する注意事項
- ⑥ 委託契約の有効期間中に前項の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項
- ⑦ 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ⑧ 契約解除時の処理されない(特別管理)産業廃棄物の取り扱いに関する事項

B. 運搬の委託契約の場合に必要な事項

- ⑨ 運搬の最終目的地の所在地
- ⑩ (積替保管をする場合は)積替えまたは保管の場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限に関する事項
- ⑪ (安定型産業廃棄物の場合は)積替えまたは保管の場所において、他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

産業廃棄物管理手順

C. 処分の委託契約の場合に必要な事項

⑫ 処分または再生の場所の所在地、処分または再生の方法および処理能力

⑬ 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法および処理能力

- ・委託契約書には、業者、処分場の許可証の写しを添付する。
- ・委託契約書、及び添付書類は、工期中は工事事務所が管理し、竣工時「完成工事保存書類箱」に整理して管轄店で保管する。保管期間は契約の終了(最終処分終了)の日から5年間とする。
- ・保管担当部署は各店安全品質環境課とする。

7. 3 委託料金の支払い方法

収集運搬・処分の委託料金は、建設6団体発行「建設廃棄物委託契約書」第2条記載の通り、収集運搬業者、処分業者にそれぞれ直接支払うことを原則とする。

なお、当社と工事業者との下請負契約に廃棄物運搬・処分費用を含む場合には、工事業者から「控除承諾書」(巻末)を提出させ、代払い精算による直接支払とする。

8. 建設産業廃棄物の場内管理の要件

8. 1 分別

場内の廃棄物保管場所の大きさに応じて可能な範囲で、以下の分類で分別する

(1)有価物(専ら再生利用)

スクラップ(鉄くず)、空ビン・空缶、古紙・段ボール、ウエス

(2)再生利用品

場内で再利用する予定の発生材

(3)一般廃棄物(事務所ごみ)

市町村の収集か、一般廃棄物許可業者に委託する。産業廃棄物とは区分する。

(4)再資源化施設搬出予定物

再生コンクリート・アスファルト、木材チップ、プラスターボード再生、セメント工場など再生プラントへ搬出する計画の発生材(広域認定制度品を含む)

(5)安定型処分対象廃棄物(腐敗、浸透・流出の恐れのないもの)

がれき類、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、ゴムくずなど

(6)管理型処分対象廃棄物(腐敗、浸透・流出の恐れのあるもの)

汚泥、木くず、紙くず、繊維くず、有機性のものが付着・混入した金属、プラスチック容器など

(7)特別管理産業廃棄物 ※特別管理産業廃棄物管理責任者の選任が必要

8. 2 保管

前項で分別集積した産業廃棄物を現場から搬出されるまでの間、現場周辺の生活環境の保全上支障のないように適切に保管する

(1)産業廃棄物保管基準

①保管場所の周囲に囲い(柵、バリケード)を設ける

②縦横各60cm以上の保管場所の表示を見やすい位置に掲示する

産業廃棄物管理手順

保管場所表示板の記載要件

(ア)「廃棄物保管場所」と示す

(イ)保管する廃棄物の種類を明示する

(ウ)管理者の氏名、連絡先(電話番号)

(エ)最大積み上げ高さ(屋外で容器を用いない場合)

③保管している場所から飛散、流出、および地下に浸透し、悪臭が発生しない措置を講ずる。(法規則第8条第2項)

④保管場所には、ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにする

⑤石綿含有産業廃棄物を保管する場合は、その他の廃棄物(特に再生資源化予定物)に混入しないよう区分する。

(2) 特別産業廃棄物保管基準

特別管理産業廃棄物を保管する場合は、前項に加え、

①特別管理産業廃棄物に他の物が混入する恐れのないよう、必要な措置を講ずる

②特別管理産業廃棄物の種類に応じた必要な措置を講ずる

例：飛散性廃石綿等：湿潤化し、十分な強度のプラスチック袋に二重梱包、個々に「廃石綿」、取扱い注意の表示

を実施する。

8.3 搬出

積載する車両が、以下の表示及び書面を備えている事を確認する。

運搬車両の表示項目、備え付け書面

①「産業廃棄物収集運搬車」(文字高さ4.9cm(140ポイント)以上)

②業者名称

③許可番号(下6ケタ、文字高さ3.2cm(90ポイント)以上)

④運搬している廃棄物のマニフェスト

(電子の場合は加入証、マニフェストに代わる書面または端末画面)

⑤産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

「7.1 処理業者の選定」で施工部門長から指示された工事所長は、運搬経路、中間処理場の現地確認を行う。

9. マニフェスト(産業廃棄物管理票)による排出・処分管理

9.1 電子マニフェスト

電子マニフェストを利用する場合は、イーリバース操作マニュアルに従い、実施する。

(1) マニフェストの交付

収集運搬業者が代行作成したマニフェストデータを承認する形式で、マニフェストの交付を行う。

A. 収集運搬担当者(運転手)が携帯端末(携帯電話)を使用する場合

1)事前に収集運搬会社がマニフェスト予約し、運転手が現場で廃棄物の情報入力をする。

2)工事事務所の廃棄物担当者は、運転手が入力した端末の廃棄物品目、数量を確認し、承認

パスワードを入力する。

3) 端末画面に【登録完了】と表示され、承認交付が完了する。運転手は廃棄物を搬出する。

B. 仮伝票と収集運搬会社の事務所PCを使用する場合

1) 事前に収集運搬会社がマニフェスト予約を行い、仮伝票を出力する。運転手は廃棄物の種別、数量を現場で仮伝票に記入する。

2) 工事事務所の廃棄物担当者は、運転手が記入した廃棄物品目、数量を確認し、伝票に承認印(サイン)を記入する。運転手は廃棄物を(中間)処分場へ搬送する。

3) 収集運搬会社は運転手が持ち帰った仮伝票をマニフェストデータに転記し、システム上で承認申請を行う。工事事務所の廃棄物担当者は、システムにログインし、仮伝票と表示データを照らし合わせ、承認する。

(2) 電子マニフェストによる廃棄物処理の確認

産業廃棄物搬出の承認以降は、インターネットブラウザ上で、廃棄物の受入、中間処理、最終処分の進捗を確認することができる。中間処理、最終処分の期限近くになると、システムから工事事務所の担当者(所長)へメールで警告が送られる。

9. 2 紙マニフェスト

(1) マニフェストの記入・交付

以下の各項目を記入し、産業廃棄物の受け渡しの際に収集運搬業者に引き渡す。

① 交付年月日: マニフェストを交付した日付を記入する。

② 交付番号: 10桁+チェック1桁で印字済み

③ 交付担当者: マニフェスト交付者の所属、氏名を記入する。

④ 事前協議: 処分先自治体が事前協議を指導した場合に記入する。なければ斜線で抹消する。

⑤ 整理番号: 工事事務所が、伝票管理のため任意に管理番号を決め記入する。

⑥ 排出事業者: 委託契約書の事業者(甲)の〒、住所、名称、電話番号

事業場(作業所): 工事事務所(委託内容の排出場所)の〒、住所、工事名称、電話番号

⑦ 照合・確認日: 運搬業者、中間処理業者から管理票が返送されてきたとき、A票と照合・確認し、日付を記入、検印またはサインをする。

※収集運搬業者が1社の場合(⑫で積替えがない場合)は、B1票は返送されないため、B1票照合欄は、斜線で抹消する。

⑧ 産業廃棄物の種類欄:

ア) 該当する単位に○印をつける。

イ) 該当する品目の番号に○印をつけ、数量を記入する。該当する品目名がないときは空欄に品目名と数量を記入する。(法施行令等の分類に従う)

ウ) 混合廃棄物の場合、含まれる個別品目に○印をつけ(数量は不要)、安定型品目のみか、管理型品目が含まれるかで「混合(安定型のみ)」か「混合(管理型含む)」の番号に○印をつけ、全体の数量を記入する。

エ) 03その他がれき類は、01コンクリートがら、02アスコンがら 以外のものとなる。

⑨ 形状、荷姿: それぞれ、該当するものに○印をつける。

産業廃棄物管理手順

- ⑩中間処理産業廃棄物：中間処理業者が排出事業者として交付する場合にも記載する欄であり、通常は、必ず斜線を引いて抹消する。
- ⑪最終処分の場所(予定)：委託契約書に処分場の名称、所在地が記載されていることを確認し、1に○印をつける。
- ⑫運搬受託者(収集運搬業者)(1),(2)：
※(2)欄は、収集運搬業者が2社の場合に記入、1社の場合は(1)のみ記入し、(2)は斜線で抹消する。
- ア)住所、〒、名称、電話番号を記入する。
イ)積替え・保管の有無について、該当する番号に○印をつける。
ウ)収集運搬車両番号、車種は、車両のナンバー、車種を記入する。
- ⑬運搬先の事業場(処分業者の処理施設)：
ア)〒、住所、名称、電話番号を記入する。
イ)処分方法は委託契約書の記載内容に該当する項目に○印をつける。該当項目がない場合は空欄に記入する。
- ⑭処分受託者(処分業者)：処分業者の〒、住所、名称、電話番号を記入する。
- ⑮積替え又は保管：
ア)⑫で積替えまたは保管を行う場合、その所在地の〒、住所、名称、電話番号を記入する。
イ)積替え・保管場所での廃物の拾集がある場合には、1に○印をつける。実績数量は積替え実施業者が記入する。
- ⑯追加記載事項：空欄にしないこと。取扱い上の注意等を記入する。特段の注意がなくても「手袋使用のこと」程度を記入する。工事の種類、工区別などの情報を記載してもよい。
- ⑰運搬の受託(1)：運搬担当者が廃棄物を受領した時点で会社名、氏名をサインまたは受領印を押す。運搬が完了した時に運搬終了日を記入する。
- ⑱運搬の受託(2)、処分の受託(受領)/(処分)、最終処分 終了日/場所：
収集運搬業者(2)、中間処理業者、最終処分業者がそれぞれ記入する。

(2)紙マニフェストによる廃棄物処理の確認

- ①前項で必要事項を記入したマニフェストを収集運搬業者(運搬担当者)に渡す。
- ②運搬担当者は、会社名、本人のサイン(印)を受託欄(前項⑰)に記入し、控え「A票」を交付担当者(産廃担当社員)に渡す。
- ③工事事務所は「A票」を保管し、収集運搬業者から返送される「B票」で、廃棄物が中間処理あるいは最終処分へ引き渡された確認を行い、照合欄に日付、押印を行う(前項⑰)。
- ④次に、中間処理業者から返送される「D票」で中間処理が終了したことを確認し、照合欄に日付、押印を行う。90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)以内に「D票」が返送されない場合、返送された内容に記載不備、虚偽の恐れがある場合には、工事事務所は業者に照会し、行政へ報告する義務がある。
- ⑤最後に、中間処理業者から返送される「E票」で最終処分が終了したことを確認し、照合欄に日付、押印を行う。180日以内に「E票」が返送されない場合、返送された内容に記載不備、虚偽の恐れが

産業廃棄物管理手順

ある場合には、工事事務所長は業者に照会し、行政へ報告する義務がある。

10. 産業廃棄物排出量の社内報告

- (1) 工事事務所長は産業廃棄物搬出量を毎月末に「建設副産物処理状況報告書」に記録集計し、翌月の支払査定時に工事担当課長に報告する。
- (2) 工事担当課長は「建設副産物処理状況報告書」の記載内容を確認し、安全品質環境課へ提出する。
- (3) 安全品質環境課は、毎月20日までに前月末締の「建設副産物処理状況報告書」をデータ入力し、月末に工事別・品目別集計を本社安全品質環境部へ提出する。
- (4) 各店安全品質環境課は、自店の廃棄物の発生状況を分析し、店長マネジメントレビューの環境パフォーマンス情報とする。
- (5) 本社安全品質環境部は、全店の廃棄物の発生状況を分析し、社長マネジメントレビューの環境パフォーマンス情報とすると共に、各店へ参考資料として配付する。

11. 引用文書

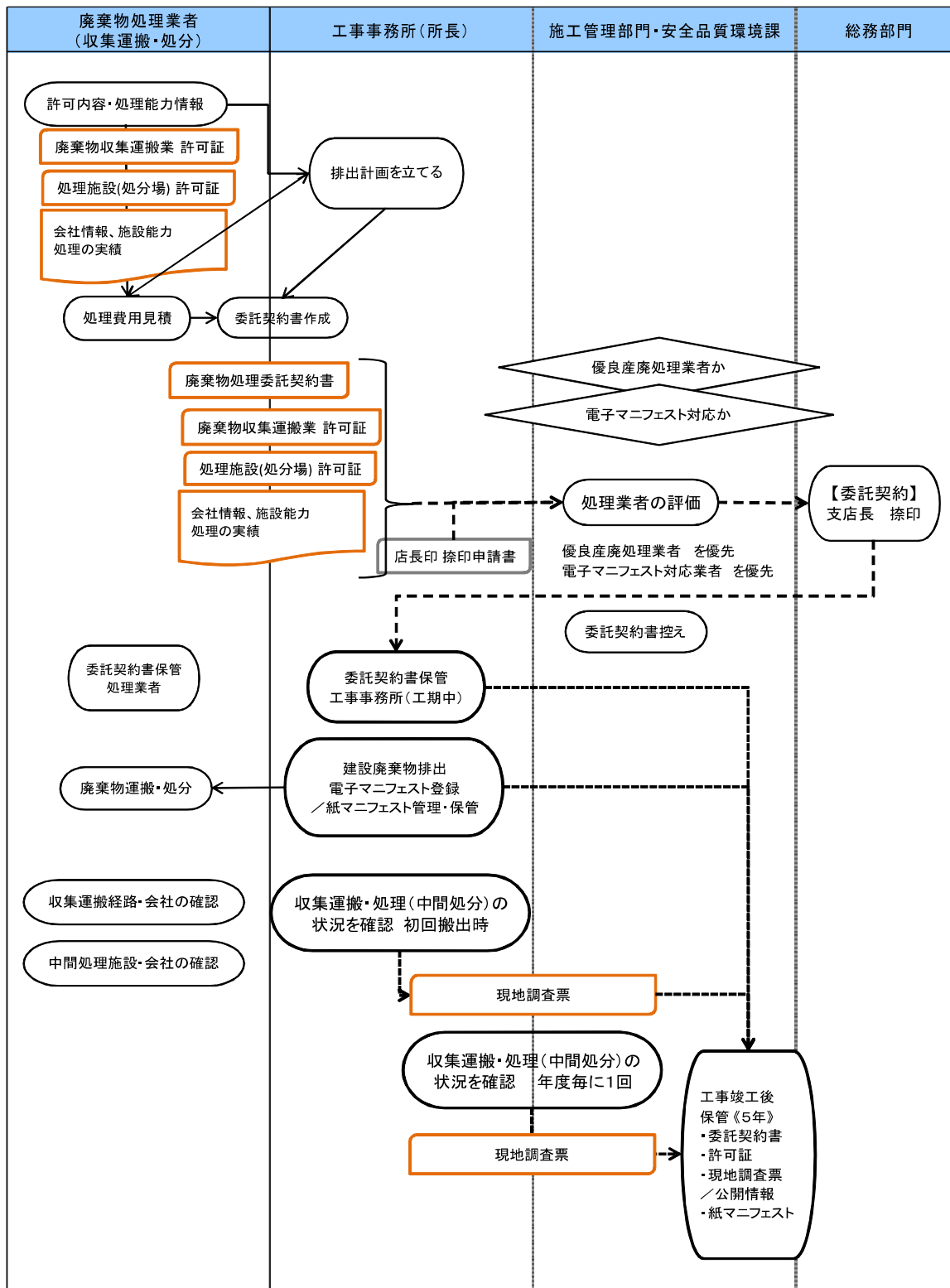
- 「イーリバース 電子マニフェストシステム操作マニュアル」
- 建設マニフェスト販売センター ホームページ <http://mani.gr.jp/>
- 「建設廃棄物適正処理の手引き」(建設五団体安全環境対策協議会)
- 「特殊な廃棄物等処理マニュアル」(建築業協会)

12. 記 録

- 「廃棄物委託先現地調査票(新規契約・定期調査)」
- 「控除承諾書」
- 「建設系産業廃棄物管理票(紙マニフェスト/電子マニフェスト受渡確認票)」

産業廃棄物管理手順

産業廃棄物管理の流れ



産業廃棄物管理手順

廃棄物委託先現地調査票（新規・定期調査）

部門長	安品環課長	工事担当課長

業者名	業者区分(収運/処分)	
所在地(会社)	電話番号	
所在地(処分場)	電話番号	
調査年月日	調査者	印

No.	チェック項目	確認区分			判定
		収	中	最	
1	委託廃棄物品目の処理許可証はあるか。有効期限は切れていないか。	●	●	●	
2	許可内容(事業区分、廃棄物種類、施設、許可条件)は、現状に相違ないか。	●	●	●	
3	帳簿(マニフェスト管理台帳)があるか。(受入れ及び処分の年月日、量、方法、受入先名等)	●	●	●	
4	中間処理施設の規模、能力等は十分あるか。	—	●	—	
5	最終処分場の受入れ許容量は十分あるか。(残余容量 年)	—	—	●	
6	現場から処分場までの運搬道路は良好か。(走行距離、走行時間、道路状況等)	●	●	●	
7	産業廃棄物処理責任者を設置しているか。	●	●	●	
8	特管物を扱う場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者。	●	●	●	
9	廃棄物処理施設技術管理者を設置しているか。	—	●	●	
10	特管物を扱う場合は、周囲の地下水の水質検査を実施しているか。結果は良好であるか。	—	●	●	
11	所管する自治体(都道府県、市町村、保健所等)の検査を受けているか。指導事項はないか。	—	●	●	
12	処分場であることを表示する立札があるか。	—	●	●	
13	火災の発生防止、消火設備が備えてあるか。	●	●	●	
14	中間処理後の残渣、埋立処分する廃棄物等の保管・管理は適切か。(処分量: t/年)	—	●	—	
15	埋立処分委託先の管理は適切か。(委託契約書、定期査察の実施)	—	●	—	
16	都道府県産業廃棄物協会に加入しているか。	●	●	●	
17	ISO14001/エコアクション21等の認証取得をしているか。 (認証機関:) (取得年月:) (登録番号:)	●	●	●	
18	イーリバースドットコムに加入登録済みか。	●	●	●	
19	優良産廃処理業者認定を受けているか。	●	●	●	
注記・意見・備考欄					
結論 (処理委託先として: 可・否)					
許可条件:					

保管:処理委託完了から5年間(委託契約書と同梱)

判定○:良好 △:要注意 ×:要改善 —:該当なし

産業廃棄物管理手順

控除承諾書

年 月 日

株式会社 松村組 ○○支店 御中

(社名・代表者名)

社印

株式会社松村組○○支店（以下「松村組」という）と当社が請負契約を締結しました、
..... 工事（以下「本工事」という）から発生する建設廃棄物の運搬・処分については、松村組と収集運搬会社及び 中間処理会社又は最終処分会社（以下合わせて「処理会社」という）とが直接、建設廃棄物処理委託契約を締結し、その支払金額を、下記要領にて当社の請負代金から控除することに合意いたします。

記

1. 対象工事名称：
- 契約番号：
- 契約金額：
2. 控除事由：建設廃棄物処理委託料金を排出事業者である松村組から処理会社へ直接支払うため（行政指導遵守のため）
3. 控除基準：5項の建設廃棄物処理委託契約書に記載の料金単価と排出実数量による。
4. 工事代金控除：建設廃棄物処理料金は本工事契約金額に含まれており、処理会社への支払金相当額を工事代金から控除する。
5. 産廃処理委託契約
 委託先会社名：（収集運搬・中間処分）
 委託予定金額：（契約単価×予定数量）
 支払条件： 松村組条件による。支払率.....% 毎月末日締切、翌々月 7日 現金払
6. 誓約事項：
 - 1) 当社は本工事に伴う産業廃棄物の処理について、松村組が処理会社と建設廃棄物処理委託契約を締結することに合意します。
 - 2) 当社は、松村組が前項の建設廃棄物処理委託契約に基づき、処理料金を処理会社に直接支払いすることに合意します。
 - 3) 排出実数量が建設廃棄物処理委託契約書に記載の予定数量に対して増減が生じた場合でも、3項の基準により定まる金額で控除されることを了解します。
 - 4) 廃棄物の排出量および品目について、本工事の契約条件と著しく相違する場合には当社と松村組とで協議の上、対処します。
 - 5) 当社は、建設廃棄物の処理が適正に行われるよう、松村組の指示に従って必要な連絡調整を行うとともに、処理会社を指導、監督します。
 - 6) 当社は本工事に係る建設廃棄物の適正処理について全ての責任を負い、必要な措置を講じます。
 - 7) 当社は松村組に対し、処理会社の松村組に対する委託契約上の一切の債務を連帯して保証します。なお、廃棄物運搬及び処分に関し、万一第三者と紛争が生じた場合は、当社は、処理会社と共に、責任をもって解決します。
 - 8) 処理委託契約が解除された場合には、当社は速やかに松村組と協議のうえ、工事の施工に支障のないよう誠意をもって対処します。
 - 9) 松村組と当社との下請負契約が解除された場合には、当然に委託契約も解除されることを了承します。

※収運・処分会社との産廃委託契約書の写しに社印を押印して添付する。

以上